秋田県立博物館研究報告　第18号　33～43ページ　1993年３月

久保田大町転入者の質株取得

－館蔵資料・弘化三年の質株札をめぐって－

金　森　正　也 *

はじめに

当館所蔵の資料に、江戸時代の質屋の鑑札がある。[1] タテ12センチ、ヨコ7.5センチ、厚さ1センチの杉材を用いたもので、城下町久保田における商人の活動を示す実資料として貴重なものである（写真）。表に「質株」という枠どりされた焼印があり、裏面には「弘化三年九月」「佐々木弥左衛門」と、発行年月および鑑札所持者名を示した墨書がある。近世期久保田において発行された鑑札の数は、諸記録による限り相当数にのぼると考えられるが、[2] 現在その存在が確認されている数は極めて少なく、そのような意味でも貴重な資料といえる。しかし、この鑑札が歴史資料としての価値をもつのは、右の理由ばかりではない。実は、この鑑札の所持者である佐々木弥左衛門家の来歴が、県立秋田図書館所蔵の文書によって知られるのである。外表紙（外題）に「永代記録」・「記録」と記された四冊の簿冊資料がそれで、同家が大町一丁目に居住するに至る経過から、その後の久保田における活動の沿革が記されている[3]のであるが、その第一冊目に、質株取得に至る経過が述べられている。同家が大町一丁目に移住し、質稼業を営みながら藩の御用聞町人に取り立てられるまでのいきさつは、そのまま近世都市と住民の関わりの実態を示す好資料であるが、その全面的な検討は他の機会に譲り、この小論では右の経過を紹介することで先の鑑札に歴史資料として“実質的価値”を与え、あわせて、近世都市久保田における、同業者仲間と個人との関わりの一側面を示してみたいと思う。

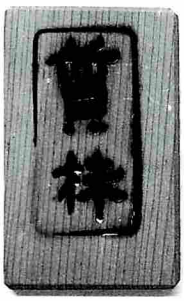

表

裏

一

まず、佐々木弥左衛門家が、大町一丁目に転居するまでの経過を概略的に述べておこう。[4] とりあえず、その要点を整理したのが、表１である。「永代記録」（以下「記録」と略す）によれば、その祖先は最上家の家臣であったが、当主改易の際浪人となり、田畠をきり開いて平鹿郡水里（東里）村に住みついたという。その祖を幕藩制成立以前の武家に求める例は他にも少なくなく、否定する根拠もないが事実とする論拠もない。むしろ、文政６（1823）年以前の同家については、次の記述が重要であろう。

> 其後専右衛門代ニ相成、本村東里江引移専右衛門并ニ舎弟専之助・清助兄弟三人不行躰ニ付、追々困窮ニ相成、田畑家蔵并品々宝物諸道具等ニ至迄不残売渡申候、其後鶴之助成長之上木綿背負商ヲ始、前

＊　秋田県立博物館

後十五ケ年、其間近村毎日背負商致、言語難延難義仕候、内ニ而者舎弟治助百性ニ出精致、両人ニ而追々元手働出、田畑求并家屋敷買罷在候

注目したいのは後半部分である。身分的には農民でありながら、近村在郷を対象として背負商売等で生計を維持していた様子が述べられている。次に示すように、同家は文政6年段階でかなりの田畑を所持していたと思われるから、右のことは、18世紀半ば以降顕著となる離農化現象の一形態を示すものというよりも、新興の在郷商人的側面を示すものとみることができる。しかし、表1にあるように、文政6年3月、鶴之助夫婦はその子供を引きつれて湯沢町へ転居した。

夫婦子供五人引連、跡々義者私買求候田地四千苅余并畑林等在之分者、半通弟治助為分地料呉置申候、残り半分者此方所持可致候、乍去両親も弟之家ニ居候事故暫之内預置候、若脇方ニ参渡世難成節者何時成とも当所江罷帰り、其時者右田地引上ケ作子致趣申置候

と、「記録」にはある。この部分は、執筆者より先々代に関する記述であるが、月日が明記されており、具体的な事実関係を示すもの

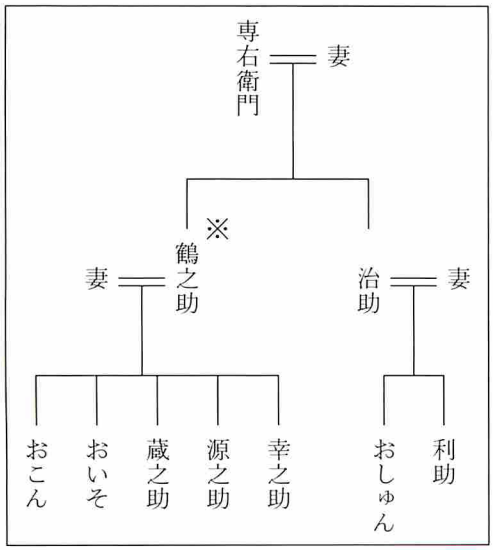

・文化6年の家族構成
・※は初代弥左衛門

と考えてよいと思われる。右にみるように、鶴之助一家の湯沢転居は、実質的には分家に等しいものであった。集積した田畑を分地してまでも湯沢への転居をはかっているところに鶴之助という人物の特徴をみることができるように思われる。鶴之助は、長男であるにもかかわらず、両親を弟にあずけて家を出ている。「若脇方ニ参渡世難成節者何時成とも当所江罷帰り、其時者右田地引上ケ作子致趣申置」とあることに示されるように、鶴之助という人物には、元来商人としての野心があったのかもしれない。このようなことに推測を及ぼすのは歴史的な分析には不要であるかもしれないが、そのような鶴之助の意向に、両親を含めて他の家族は反対だったのだろうか。そのような事情が、親を弟へあずけての転居という事態に結びついたように思われる。ただ、湯沢町において家蔵屋敷を買い求めたあとも、「其時東里村方郷出并同郡今宿村石雲山蔵伝寺御寺暇申受、湯沢御百性罷成候」とあるように、身分的には百姓であった。この時、同時に持分の土地一切を弟治助に譲渡している。商人として身をたてる見通しをつけたのであろうか。

この後、同家は縁戚関係をつてにして、当時、城下町久保田の“地廻り”的な性格を持っていた川辺郡牛嶋村に転居している。

二

天保8（1837）年、約8年間住みついた牛嶋村を離れて、久保田大町一丁目に転居する。この時、佐々木家については、町方から次の一札が出されている。

乍恐以書附奉願上候

一、五十五才　　弥左衛門
一、四十九才　　女房
一、二十四才　　蔵之助
一、二十弐才　　女房
一、十八才　　幸之助
一、十弐才　　とめ

合六人

右之者是迄上肴町永井伝十郎家内ニ罷有候処、先達而別家願申上候処、願之通被仰付、難有仕合ニ奉存候、依之此度大町壱丁目石川久三郎方江新借屋仕度段願申出ニ御座候、家業之義者古着商売、禅宗鱗勝院旦家ニ御座候、依之御障も無御座候ハヽ、双方願之通被仰付被下置度奉願上候、右之趣、宜敷様被仰上、願之通被仰付被下置度奉願上候、以上

大町壱丁目

天保八年　大屋　石川久三郎

酉四月　上肴町

人元　永井伝十郎

同丁

店受合　同　伝三郎

上肴町

丁代　茜屋八右衛門

大町壱丁目

丁代　加々屋久蔵

宛所はないが、町奉行所宛であろう。家内の筆頭に弥左衛門とあるのは、鶴之助である。

ここで興味深いのは、表1にも示してあるように、すでにこの前年5月より、同町石川久三郎屋敷において営業を開始していること、そして、大家の他に、「人元」「店受合」をたてていることである。他の町代2名は、大家と「人元」在住町の町役人であることによるもので、それ以上の意味はない。大家は文字通りの解釈で問題はないだろうが、「人元」という点に注意をむけておきたい。これについては、「記録」に次のように記している。

天保酉春、牛嶋村方郷出申受、親類上肴町永井伝十郎方江入家内ニ相成、石川久三郎借屋願相済

つまり、久保田各町の借屋人となるに際しては、すでに以前より同地に在住している本町人の「家内人」となること、いいかえればそうした手続きが必要なのである。弥左衛門の場合、すでに指摘したように前年より石川久三郎屋敷地で営業を開始しており、実態として永井伝十郎家の家人となった事実はない。つまり、このことは純粋に手続き上の問題であることがわかるが、反面このような段取りをとっていることは、これが町の住人となるに際して必要なものであったことを示している。このように、町は無制限に借屋人をうけ入れたのではなかった。既住の本町人の「家内人」というステップをおくことで、久保田住人であることを認知し、そのうえで各町の借屋人として転入してくるものを受け入れたのである。

いまひとつ重要なことは、借屋人の性格についてである。近世都市研究では、しばしば本町人に対峙させる用い方で、「借屋層」と表現し、その階層性を強調してきた。だが、

表1

文政6年以前	平鹿郡東里村に在住
同　3月	鶴之助家族、湯沢に転居。田町本庄屋に借家。
同7年	同町越前屋九右衛門店へ移る。
同8年	同町吹張町へ転居。 同町庄吉の蔵・家屋敷を買い求める。
同12年	川辺郡牛嶋村へ転居、店借。湊よりの買い入れ品扱いの商売を始める。湯沢にて所持の家・蔵屋敷は譲渡。
天保3年5月	娘おこん嫁ぎ先類焼にあい、同地に家を新築して住居。
同　10月	同村百姓より屋敷買い求める。湯沢旦那寺より証文を受け、牛嶋村百姓となる。
同5年9月	十間町青池酒造家を借り受け、次男源之助酒造を始める。
同　9月	長男蔵之助、川口町加藤石五郎妹おきんと結婚。
同6年2月	娘おこん、加藤石五郎と結婚。 （史料の記載に誤りがなければ再婚。あるいは「おいそ」の誤記か。）
同　4月	次男源之助、茶町菊ノ町和島屋善八郎娘と結婚。
同　6月	次男源之助、死去。よって酒造停止。
同　11月	おこん、死去。
同7年4月	大町一丁目石川久三郎屋敷、類焼跡地へ新築、転居。
同　5月	木綿・古手稼業店開く。
同8年	牛嶋村より証文を受け、親類上肴町永井伝十郎方家人となり、引き続いて石川久三郎家借家の手続きをすませる。
同10年11月	地主石川久三郎より、家・蔵・屋敷を買い求める。
同13年6月	同町石川久助の質店を借り受け、取質を始める。
同14年1月	家督を長男蔵之助に譲る。

県立秋田図書館所蔵「記録」「永代記録」による。

右の佐々木家の事例は、そうした画一的なくくり方に対して一定度見直しを求める要素を示している。つまり、借屋人には、隣村・他村から流入してくる日雇い等の半プロレタリア的な存在ばかりではなく、本町人への志向性をもつ、そしてその基盤となる経済力をもつ者も含まれているのである。量的な問題としては、確かに借屋人は長屋人を含めて都市の底辺部分を構成していると考えられるし、またそのような階層を設定することが方法論的には有効であろう。しかし、佐々木家のような、本町人予備軍とでもいうべき借屋人が存在することにも配慮しておかなくてはならない。

ところで、表１をみると、大町一丁目に借屋人として店を構えるのに先だって、佐々木家が、求めて久保田在住の町人と縁戚関係をなしていることがわかる。久保田の中心地である大町への進出を願う、弥左衛門の事前の工作とみえないこともない。もとより、これは推測の域を出ないが、その結果のうえに弥左衛門の大町転居が実現していることはまちがいない。

三

ここで、同家が発展していく過程を見ておこう。

天保10年には、町奉行所より催促をうけ御用銀 900 匁を依頼されている。この段階ではまだ“借屋身分”のはずであるが、藩の御用銀賦課の対象となっていることは、久保田における同家の経済的発展を間接的に示している。同年11月には、地主石川久三郎の求めに応じて、その屋敷・土蔵を永代購入している（家は天保８年にすでに購入）。ここにおいて、佐々木家は、念願の「本家」（＝本町人）としての資格を取得したのである。

天保12年には、長子蔵之助を伊勢参りに、同13年には女房おなつを善光寺詣でに出国させている。幕末に近い頃とはいえ、２年続いて家族を寺社参詣に出すということは、通常の経済力でなしうることではない。そして同年６月より、同町石川久助の質店を借りて質稼業を開始している。

天保14年には、城下窮民の御救米買入れ費用として「五百貫文」を年割献納している。ただし、この額はこのまま金に換算すれば125両という高額になるから、おそらく「預札」であろう。そして、この年、長男蔵之助が佐々木家の家督をつぎ弥左衛門を就名する。しかもこの段階で手代３人、下女１人を抱えるにいたっている。この前年には、類焼に合い焼失した家を新規に普請している（間口４間、奥行７間）。藩からの御用金賦課に際しては「不商ニ付稼業も不行届」としながらも、同家は順調な経営を維持していたといいうる。弘化２（1845）年には、江戸城焼失にともなう普請手伝人足代銀として、御用銀900 匁を賦課され、これに応えている。

ところで、この時期、城下における商人の存立基盤が確固としたものであったかといえば、決してそうではない。表２は、大町三丁目の事例であるが、享保６（1721）年以降の本町人の交替・異動を整理したものである。同町の町代記録によれば、延宝４（1676）年、享保６年、享保16年、天明３（1783）年の、４回の家主改めが行われている。表中にＡ・Ｂ・Ｃの項目として示したのが、各年度の改めに際して書き上げられた町人名である。そしてその間の項目は、各町人の記載箇所に張られた張紙を書きあげたものであり、これが、その張られた箇所の本町人の異動を示すものである。これによれば、すでに享保６年以降より、かなりの数にのぼる本町人の異動があり、しかもその傾向は天保期にかけてそのまま持続している。享保６年から天保期に至るまで異動がなかったと思われるのは、古道家・糸屋家・河村家・浅野家の４家にすぎない。享保16年から天明３年間における異動は、33軒中、実に15軒に及ぶ。また、天明３年以降

表2

A・享保6年	～享保15年	B・享保16年	～天明2年	C・天明3年	～天保年間
川村　正左衛門					
加賀屋重右衛門		加賀屋平右衛門		加賀屋　伊　助	（高橋権兵衛・渡辺市五郎）→田中屋太吉→斎藤又三郎
幸　野　平兵衛	浅野屋巳之松		上り屋敷	古　屋　庄兵衛	
古　道　伝　吉	津村新助→川村久左衛門（享保12）→岸部五郎兵衛（同13）→池田平右衛門（同15）		小松久兵衛（宝暦10）→上り屋敷（明和4）	浅沼　助左衛門	高山新兵衛（寛政10）→大野善吉（文化3）→高橋利八（文化4）→佐川清治（天保14）
渡辺　九郎兵衛	鈴木伊右衛門（享保8）		御船屋清右衛門（元文2）→会津屋永吉（寛保1）	越後屋理左衛門	柳原平吉（文化11）
吉田　仁右衛門			上り屋敷（明和元）	内　藤　勘四郎	白木屋金蔵（寛政8）→中嶋駒之助→工藤平左衛門（天保10）
藤　木　久三郎	牧野長右衛門（享保13）		町屋敷→西村伊右衛門（宝暦11）		村田六兵衛（寛政11）→河村孫右衛門（天保3）
藤　林　善兵衛			松葉伊右衛門（元文5）→上り屋敷（明和1）→河村福松（寛保4）→河村源右衛門（延享2）→長谷川多兵衛	平沢　長右衛門	
石井　利右衛門			亀屋新兵衛（明和5）		渡会甚吉（寛政10）→駅場役所（天保11）
辻　　長九郎		辻　　清兵衛	泉波貞吉（宝暦7）	泉　波　善　蔵	
幸野　治右衛門	長谷川利兵衛（享保7）		辻清兵衛（宝暦7）→稲積屋武兵衛（同９）→中嶋長太郎		中島八兵衛
長谷川　利兵衛	幸野治右衛門（享保7）				村上祐助（文政7）→田中屋太吉（天保10）
幸　野　治　助	幸野治右衛門（享保7）	幸　野　久　助		幸野　治右衛門	田中屋幸助（文政11）
小室屋　与市郎	辻善兵衛（享保15）		美濃屋慶三郎	白木屋　伊兵衛	武田吉兵衛→伊勢屋十右衛門（天保10）
松葉　与惣兵衛	辻善兵衛（享保15）	松葉　与惣兵衛		松　葉　おろく	柴田午之助（寛政10）→高橋治助（天保2）
遠山　幸右衛門	御金職役所（享保11）→岩谷喜助（同15）		加賀屋庄兵衛・山内四郎兵衛（宝暦11）	山内　四郎兵衛	
長井　徳左衛門			越後屋理右衛門	永　井　藤兵衛	伊勢屋十右衛門→佐藤岩松（文政5）
幸野　三左衛門				柴田　重右衛門	村田吉兵衛（天保12）→佐藤岩松（天保15）
長谷川　太兵衛			幸野八兵衛	今木屋　栄　吉	
岸　部　重五郎	川村久左衛門（享保13）		川村福松（延享2）→川村新左衛門→川村正左衛門（宝暦11）	川　村　仲　吉	
川村　儀左衛門			川村久左衛門（宝暦11）	桜　庭　喜八郎	
高桑　作左衛門				鈴　木　伊兵衛	五十嵐栄蔵→金木屋東七（天保4）
大津屋　弥一郎			中野屋弥助（宝暦9）	大　友　治　助	伊藤長右衛門（文政8）
古　道　藤兵衛	古道鶴松			古　道　善兵衛	
菱屋　八郎兵衛			永井六左衛門	永井　吉左衛門	加賀屋八十八
加賀谷　惣四郎		加賀屋　仁兵衛		佐渡屋　金五郎	熊木周助・中村新兵衛（寛政10）→天明彦太郎（天保9）
浅野屋三郎兵衛				浅野屋　小十郎	
加賀屋勘右衛門	浅野屋重助（享保15）			新保屋八右衛門	加賀屋勘右衛門→細井駒蔵（寛政10）→京屋万兵衛→白木屋伊兵衛→鈴木屋忠蔵掛屋敷→橘屋新蔵（天保2）
加賀屋左次兵衛	塚本吉左衛門（享保9）→浅野屋重助（同15）→加賀屋勘右衛門（同15）			柴　田　第　吉	小林源八→金木屋要七
□屋　五郎兵衛			能登屋勘兵衛	武　田　吉兵衛	泉屋伊兵衛→京屋万蔵
糸屋　仁右衛門				糸　屋　伝　治	柳川長蔵（天保6）
		古野屋　与一郎	米沢屋利兵衛	仁坂屋　友　助	石川藤吉（天保4）
				加　藤　与三郎	

・「大町三丁目記録永代帳」（『新・秋田叢書』14）のうち、「延宝四年辰正月写・享保六歳丑正月改ル」「享保十六辛亥年町内家主改覚」「天明三癸卯歳町内家主改覚」より作成、なお「天明三――」は、張紙が明治期のものまであるが、天保年間のものでとどめた。

・（　）は張紙に示された年である。（　）のないものは年の記載がないものである。

・▒▒の部分は、その間移動のないことを示す。

についてみても、天保期まで異動がないのは11軒だけである。

以上のように、近世後期城下町における本町人の存立基盤は決して安定したものではなかった。佐々木家は、このように従来の本町人にかわって登場してくる新興町人の一人であり、多くの本町人がその経済基盤を動揺させる中で経営を発展させてきたものである。ただし、右の事態は、本町人個々の経済的不安定さを示すものであっても、町共同体システムそれ自体の動揺をそのまま示すものではない。なぜならば、享保6年から天明3年にかけて、その異動の数は多いが、本町人の数はわずか2軒増加しているにすぎず、本町人体制は維持されているからである。先に佐々木家が大町一丁目の借屋人となるに際しての手続きについて述べたが、この段階でもその経済的成長にもかかわらず、同家の町における“身分”はあくまでも「借屋」人であり、本町人ではない。本町人による町運営のあり方は、それ自体他の機会に検討されなくてはならないが、このような本町人を中心とする共同体システム維持の志向性の強さこそ、新興の商人が近世都市のなかで経営を維持し発展させてゆくうえで克服しなければならない壁だったのである。(5)

四

先の鑑札の裏面にあるように、弘化3年9月、佐々木家は質屋株を手に入れた。だが、そこに至る過程においても、課題は、既得権をもった本町人の“仲間”の承認を獲得することであった。質株取得に至る経過を、以下にみよう。

同年7月、弥左衛門（蔵之助）は、町奉行に対し、新たに質株を所持したい旨の願書を提出した。これに対する奉行所の回答は、およそ次のようなものであった。

> 此時節ニ相成候而者凶作年よりも不ゆついの事故、新質株相増候事も相不成事も無之候得共、兎角古質屋共之内取質も不致休質屋も有之様相聞得候、又株而已所持いたし休質屋同様之者も数間有之様相聞得候間、金子二三両も出金相成候ハゝ、譲株ニも相成候様御聞及候間、右ニ付木村新三郎方へ一通口上形ヲ以掛合相及候様、殊ニ休株有無之程態々可聞取御申含ニ御座候

つまり、質株を所持しながら実質的には休業状態にある者も少なくないから、2、3両も出金すれば、それらの株を譲りうけることができるだろう、というものである。ところが、これに対して質屋仲間の見解は異なっていた。以下は佐々木家の質株取得に関わる基本資料なので、長文であるが全文を引用する。

> 廿七日右口上形ヲ以木村新三郎江相談シ候所、右仰付らるゝ旨承知仕候得共、私壱人ニ而御挨拶ニも及兼候間、当廿九日中間寄会御座候間、此節相談可及候間、右形御届可被下候、乍併質屋株札之義者私とも取極直段ニも無之候間、金三十両ニ而御座候、其詮者、敦賀屋新六願出候時御上より立テ被置候直段ニ御座候、去巳年株札御取極之節廿三間ニ相成候所、渋谷喜兵衛より願出候義者、私方古質株之義者佐々木茂兵衛潰相及候節分柄有之引受相成候故、莫太之迷惑ニ相成候義者兼而御見聞被下候通御座候、私義も近々別家相成質家業致度候間、何卒仲間御取結被下度趣ニ而願申出候、無拠廿四軒相成候所、敦新より私義も親類より古質株引受罷有候故、追而願可申上心掛、内々土蔵等も手入仕、殊ニ判迄も江戸表注文仕、当時いたり判下り候間、何卒御中間取結願ニ候故不申成趣申聞候所、当人色々役屋鋪願言ニ付、御取次役様より当人事は出金被致候間、中間加入可致被仰付、併シ金子何程出金之趣事故、質株之義者御町方ニおゐて者三十両位ニ御座候、併湊表之義者五十両位相見得候間、何卒当

人より三十両出金之義申上候故、右ニ付質株三十両ト直段相極候、其後凶作ニ相成度々拝借願申上候事故、御町処ニおゐて新質屋十一間(ママ)相増被仰付候、其節者金相場引上ケ、質屋土蔵ニ有品受ケ他払ニ相成、取質一円無之、右ニ付迷惑ヲ申上候処、上意ヲ以一度申渡候上者不相成趣事故、無拠御受致候、乍併古質屋者潰又者別家業相成候節者、三十両向預ヲ以十一間之者江古質株相譲可申被仰付、本之廿五間ニ不相成内者他譲不相成事ニ御座候所、難波三郎右衛門より願申出ニ付、御奉行加藤五左衛門様より色々御申含相及、無拠当人より三十金(ママ)出金被致、古株相ゆつり申候、其後近江屋藤兵衛并ニ山崎万蔵是も色々分柄事故、金三十両出金被致、中間加入仕候ト申事ニ御座候、私昨日御伺之節御奉行被仰ニ者、質屋共株札ト而者無之様之御申ニ御座候、御礼銀上納事故、質屋中間相立候事之御申御座候ト申候得者、木新申事者、夫者新田目様御不案内事ニ御座候、本株札者御町所有之、仮札者銘々有之候、古質札ニ而表質株裏ニ天保巳月日名前付廿五枚焼印有之候、新質屋者表ニ質株名前付廿五枚之焼印無之候申事ニ御座候、右之分柄御奉行様一々申上候所、其後廿九日寄合返事可申上ト被仰付候、

難解な部分もあるが、要点をまとめれば次のようになろう。

質屋株札の値段は自分たちがとり決めたわけではなく、以前に敦賀屋新六が加入を願い出た時、お上から仰渡された値段である。去る巳年（天保４年か）の株札取極めの際は23軒であったが、その後、敦賀屋ら２名から願いがあり25軒となった。30両はその際決定された値段である。その後凶作時に町奉行所の指導により、新たに質屋11軒が増設された。この時には金相場が上がり取質が全くない状態になったので苦情を申し上げたが、認めるところとはならなかった。ただし、古質屋が潰れたり別家業に転じた時には、30両（預）をもって新質屋にその質株を譲ることとし、元の25軒におさまらないうちは他の者に株札を譲渡してはならない、という取りきめを確認した。ただし、その後、那波家から願いが出され、やむをえず30両で古株を譲った。さらに近江屋、山崎などからも同様の願いが出され、これについても30両で株を譲っている。

およそ要点をまとめれば以上のようになろう。要するに、先の奉行所の申分とは異なり、古株を譲りうける場合でも30両を要すること、それも取りきめでは、新設された質屋への譲渡が優先されること、それにもかかわらず実際には例外的な措置がとられることがあること、などが基本的な点である。つまり、政策的に新設された新質屋が古株を取得して本来の質仲間となり、質屋全体の数が25軒におちつくまでは、新規の仲間の加入をみとめないというのが、その要旨であった。なお、引用部分の末尾に質株の形状について述べているが、これによる限り、冒頭で紹介した資料が「古質札」とされる鑑札であることがわかる。

さて、この後、質屋仲間の代表の寄合があり、そこでの決定事項が次のように弥左衛門に伝えられた。

扨一昨日御内意ニ付御申義相談仕候、其節御噺申上候通色々之事ニ御座候、右ニ付貴公ニおゐて新株願申上候事故、此義者御上様おゐても不相成事ニ御座候、依之仰之趣、休居古株吟味いたし候間、是迄之通金子三十両出金可被成候、尤当時十両残り廿両五ケ年割ヲ以、左候得者、休株吟味仕、中間ニおゐて引上ケ貴殿相譲可申候、

新質株は認められない、古株は30両で譲渡する、というものである。

これに対して弥左衛門は、自分としては新質株が希望であること、古株譲りうけの場合は２、３両でよいという奉行所の見解であっ

たが、30両というのではあまりにも額が大きすぎるので、再度奉行所に確認のうえ回答する、とこたえている。この件についての奉行所の回答は、「格年とも御取尋次第有之候間、当人共江挨拶不及」、即ち、奉行所側で質屋格年役にことの次第を問い正すから、直接回答することを控えよ、というものであった。この後、8月3日に至って質屋仲間からなされた指示は、次のようなものであった。

先日申上候義者三十両之所、当時十両出金、残り廿両之義者六貫八百文両替預ニ而、五ケ年わりヲ以出銭被下度趣御座候、

つまり、残金20両の支払いを、「預」でよいとしている。(6)

これについても弥左衛門は、町奉行所へ問い合わせているが、これについて奉行所は、「何れ当人共より申含也、役所江申出も無之故、追而御沙汰被成置候間、夫迄挨拶不及」との指示を与えている。

これをうけてか、その4日後、質屋仲間より再度内容の変更された通達が弥左衛門に示された。内容は、5両のみ即金で支払い、残25両は「預」による支払いとする、というものであった。条件としては前のものより緩和されているといえる。ところが、同日、ふたたび変更された条件が、質屋仲間より示された。即ち、

今日寄合ニ而鈴木参候得者、佐々木良助・桜庭喜八郎・児玉屋源左衛門より古質株譲願申出ニ御座候、当人ともより只今金子十両残り廿両之所六貫八百文替ヲ以年割ニ而指出候趣願申出ニ候間、貴殿斗右様之事ニ者相成不申候間、何卒右之内金子五両、向五ケ年壱歩利足付也又者無利足也借付仕候間、右趣意として願相達候様可成候申事ニ御座候、

他の者3名が、正金10両即金を条件として古株譲渡の願いを出しているので、弥左衛門だけ5両というわけにはいかない、という要旨である。これについても弥左衛門は奉行所に上申したが、最終的にはこの条件で落着した。「弥左衛門一人不限、願之者一統十両宛相場申渡候」となったのである。

五

以上、長々と述べてきたが、質屋仲間と町奉行所の、質株譲渡についての見解が、一定していないことに気がつく。これらのことについては、多くの部分で質仲間のその時々の判断に左右されてきたということである。いいかえれば、一件についての処理に関するイニシアチブは町奉行側でなく質屋仲間側にあるということである。このことは一転二転する条件の提示の背景に、常に仲間寄合が存在することからも推測される。町奉行所は、一定の方向性をさし示すことはあっても、“上意下達”式の裁定を下すことはなかった。城下町久保田における商売仲間の結束の強さを、あらためて検討してみる必要があろう。

城下町久保田における各町が、「家督」と呼ばれる営業特権をもっていたことはよく知られているが、酒屋などとならんで、この質屋という職種も、この“家督町体制”の枠にとどまらない性格をもっていたといえる。つまり、多くの商品の販売・取扱いの権限が、それぞれ特定の町に与えられているのに対し、質屋は町という枠にしばられず、一町をこえて久保田全体に散在した。したがって、町の構成員が「家督」という点で等質の利害関係を共有し、町共同体の規制がそのまま営業統制に結びつく他の家督商売の営業と異なって、質屋は、自ら強力な仲間組織をつくる必要があったと思われる。また、質屋は、その存在自体が他の家督町との矛盾をひきおこす性質をもっていた。

延宝7（1679）年、藩が、大町に対してその家督商売特権を確認して公布した添書の中で、

一、茶町・脇町しちや流物之内、木綿布等ハ、壱反もの・古手類之分ハしちや

ニ而一切払不申、大町問屋へ出シ払可申候[7]

と述べているのは、この時期すでに質屋の活動が家督町との矛盾をひきおこしつつあったことを示している。このような措置に対して天和4（1684）年、脇町質屋は、質流れ品の販売の自由化を求めて訴訟をおこしている。

脇町質屋之者訴訟申候者、質流物諸色共ニ前棚ニ而払申度由申上候ニ付、なれ物之内壱端物類ハ大町三町へ出シ払、其外古手類質棚ニ而売可申候由申付候、若上方より買下シ古手類質流同前ニ払候者有之候ハヽ、其質屋へ断可申出候、急度不届可被仰付候、以上[8]

これは、「大町三丁目記録」に記された「被仰渡」であるが、質屋の訴訟により、実質的に大町の家督特権の一部分がきりくずされている。このことに関連して、元禄5（1692）年には、大町より質屋の営業活動のあり方を告発する訴訟がおこされている。

先年より脇町しちやニ而ハ絹古手、古上下・古道具ハしちやニ而直々払申筈、木綿古手・古帷子等ハ大町問屋へ出シ払申筈ニ御座候処ニ、八九年以前より流古手類茂質屋ニ而直々払申筈ニ被仰付候、大町三丁目棚之障りニ罷成迷惑ニ奉存候得とも、被仰付上無是非御意之旨当年迄相守候得共、脇町しち屋ニ而古手類自由ニ商売仕候ニ付、脇町棚ニ迄諸返猥りニ罷成、大町之棚一円商事無御座迷惑仕候間、如去年脇町しちや流、布木綿之古手類大町之棚へ出シ払申様ニ被仰付下候者難有奉存候、以上[9]

右は、この時上申した訴状3か条のうちの1条である。質屋における木綿古手・古帷子の直売は本来法度行為であったが、8、9年以前に質流れ品については右品も直売許可となったために、脇町質店において古手類を自由に売買するものも多い、何とか以前のように木綿古手類については大町を通して売買するようとりはからって欲しい。以上がその要旨である。これについて町奉行側は、「端物棚出」売りの禁止を指示したにとどまっており、実質的に質屋仲間の古手商売の権利が保証されたかたちとなった。以上のことからわかるように、質屋稼業のもつ問題点とは、その本来的な営業活動（質草をとり金銭を貸す）にあるのではなく、質流れ品の販売という点にあった。大町にしてみれば、絹・反物などの高級品よりも、木綿・古手類が消費者を獲得しやすい商品であり、この独占販売の権利がおかされることは大きな痛手であったし、質屋側からすれば、質屋以上の営業特権の獲得であった。特に、質屋は特定の町に拘束されなかったから、脇町の者にとってみれば質屋稼業を営むことは、そのまま古手類の販売を行いうることを意味した。だが、こうなると質屋稼業については、二つの側面で規制力がはたらく。ひとつは、外部からのもの、即ち権力側の統制で、無制限な質屋稼業の増加は大町の家督営業権をいっそう動揺させることになるから、その保護からもその数を一定枠内に制限せざるをえないこととなる。いまひとつは、質屋仲間内部の問題で、獲得された権益の十分な享受のために、必然的に仲間の員数を制限するという発想が生まれてきたものと考えられる。もともと質屋稼業は、町家督という保障をもたないのであるから、際限のない増加は、同業者のとも倒れという事態を招きかねない。こうして、質屋稼業は、権力およびその仲間独自の双方の必要から、員数の制限・株化という方向で定着していったものと考えられるのである。

六

弘化3年8月、佐々木弥左衛門家は、質屋仲間に対して、ようやく正式な願書を提出した。

乍憚以書付奉願上候

私義御内々御見聞被下置候通、石川久助

方へ加入致取質仕罷有候所、先達而親弥左衛門、次ニ実弟幸之助両人病死仕候所、手不足ニ而石川久助方江通ニ居候事も相成不申候、然者右質取扱ニ致方も無之、如何共困入候間、此節株而已所持致休居候方も有之様奉承知候間、金子十両指上申度候間、御中間御憐愍ヲ以右休株私方江被下、質家業相成候様被成下度奉願上候

右之趣宜敷様御執成ヲ以被仰上被成下度願上候、以上

弘化三年午八月

佐々木や弥左衛門

室屋格年衆中

鑑札の裏面に示された発行年月は、「弘化三年午九月」であるから、同資料がこの時佐々木家に公布されたものであることが明らかである。「格年」とは、語源が明らかでないが、商売ごとにおかれている仲間の責任者的な役である。この願書は８月９日に、質屋仲間の寄合で審議され、同13日に受理されることとなった。その後、佐々木弥左衛門に対して質屋格年より申渡しがあり、14日には町奉行所諸役への回礼があり、18日には、親父役・格年役への回礼が行われた。この一件について、佐々木家が出費した額は、表３のとおりである。株仲間加入の費用（株札取得）は10両であるが、その総費用は130両を越える。また、ここに至る交渉の経過を考えれば、まことに商売仲間への新規加入は、加入する個人にとって大事業だったのである。

表３

10両	株仲間入（株札取得料）
1両	仲間振舞料
1両	鈴木喜右衛門へ祝儀
預100貫文	仲間加入につき寄合入用
76貫文	御役人衆回礼の節進物
8貫文	長谷久へ莨2斤
30貫文	木村・近江屋・藤木へ酒5升
16貫文	新田目様へ酒肴代
43貫文	新田目様へ小間進物
1両2歩	新田目様へ本紅1疋
39貫文	橋本様へ御振舞
300貫文	蔵棚拵代
3歩2朱	新田目様へ秩父絹1疋
2歩2朱	橋本様へひいな
3歩	橋本様へ縞木綿2反
4貫文	橋本様へ酒2升

「永代記録」より作成

また、加入決定に際しては、質屋仲間への願書及びその審議が意味をもっており、町奉行所は直接には関与していないことに注意すべきであろう。都市における町中、商売仲間などの町人集団が独自にもつ自治的機能に目をむけてみる必要があろう。

おわりに

一枚の質屋鑑札の考証からはじまって、質屋を中心とする、近世久保田における商人仲間の実態の一端を紹介してきた。再度くりかえすが、問題の本質は、町中、あるいは同業者仲間という都市における集団と個人の関係のありようである。近世都市において、藩権力による支配という現実があることは明らかであるが、一方で右のような独自の規制力・一定の自治機能をもった町人集団が存在し、それが個人の自由な営業活動と矛盾を形成する性格をもっていたことも否定できない。顕在化したかたちでの都市民の闘争という観点ばかりでなく、以上のような既存の制約に対して個人がどのように克服しようとしたかという点も、近世都市の研究にとって必要な視点であると思われる。

（注）

（１）　昭和47（1972）年奈良修介氏より寄贈。整理番号 335－2002

（２）　野上陳令「御町方御用留書」（県立秋田図書館蔵）文政３（1820）年の条の記事によると、次のような職種について株札の枚数が確認される。油屋31・染屋38（1）・肴触売402・髪結60（5）・烟

管張70・莨切60
但し（　）内は休株等。

（3）　県立秋田図書館蔵「永代記録」・「記録」。請求番号　A288$_3$－24

（4）　以下、本文に引用する史料および同家に関する記述は、特に断らない限り同史料による。

（5）　「大工町丁代記録」（姓氏家系研究会編）の享保19年の記事によると、

町中大寄合仕候、其節相談に向後町内にて家屋敷売申者之候は、町内本家の内に望申方御座候はゝ、町内の長屋借屋たり共申出候儀不罷成候、

とされており、借屋人が本町人の家屋敷を買得することには強い規制力がはたらいていたことがわかる。しかしその一方で、かかる事項が町中寄合の相談にかけられていること自体、借屋人による本町人の家屋敷を取得する動向が少なくなかったことを示している。また逆にいえば本町人による買取りの希望がなかった時には、借屋人でもそれを買得することが可能であったことを示しており、大町三丁目の次の規定、即ち

町内家屋敷売候者ハ、兼而町中へ其披露仕、若町内ニ望之方候ハ、余町より望候者之候共、町内望之方へ売可申候

とあることと考えあわせるならば、借屋人が本町人の家屋敷を獲得する道は開かれていたと考えられる。

（6）　「預」とは、いわゆる銭札を示すものと思われるが、この実態については必ずしも明らかでない。その使用開始時期については、文政年間にはすでに文献史料に散見されるから、18世紀末には流通していたものと考えられる。管見による限りこの「預」には大きく分けて次の二つがあったものと考えられる。一つは、金額のほかに「御領内限通用預り、久保田会所」（表）、「大阪引替取扱、堂嶋久々知屋吉兵衛」（裏）等と記されているもので、これは厚みがあり、表面に龍などが図案化され刷られている。いまひとつは、単なる和紙の小片に「正銭三百貫文預置申候」等と記して発行者の署名、捺印があるものである。野上陳令「御町方御用留書」文政３年２月23日の条の記事によれば、

両替屋之外長谷川勘四郎・茜屋太兵衛・宮城丈助なと申者両替屋同様之預多分ニ差出候様相聞得候、両替屋之外通用預差出候事不相成事ニ存候、

とあり、両替屋が「預」発行に関わっており、また両替屋以外の商人も発行する状況があったことがわかる。おそらく、ここにいう「通用預」は、先にあげた二種類のうち後者であろう。これについては、必ずしも計画性をもって発行されていたものではなかったらしく、「久保田町両替屋預多分ニ罷成、度々騒立等も有之」（前掲「御用留」文政５年３月）という状況があり、同年末にはその発行額を各両替屋ごとに制限している。これらは兌換券ではなかったから大量の発行はその貨幣価値を暴露させるが、諸史料による限り、価値を下落させながらも一定度流通していたことがうかがわれる。

（7）　「大町三丁目記録永代帳」（『新・秋田叢書』（14）461頁）

（8）　同右　461頁

（9）　同右　465頁